

木造の継手及び仕口の構造方法を定める件

平成十二年五月三十一日
建設省告示第千四百六十号

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第四十七条第一項の規定に基づき、木造の継手及び仕口の構造方法を次のように定める。

建築基準法施行令(以下「令」という。)第四十七条に規定する木造の継手及び仕口の構造方法は、次に定めるところによらなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

- 一 筋かいの端部における仕口にあつては、次に掲げる筋かいの種類に応じ、それぞれイからホまでに定める接合方法又はこれらと同等以上の引張耐力を有する接合方法によらなければならない。
- イ 径九ミリメートル以上の鉄筋 柱又は横架材を貫通した鉄筋を三角座金を介してナット締めとしたもの又は当該鉄筋に止め付けた鋼板添え板に柱及び横架材に対して長さ九センチメートルの太め鉄丸くぎ(日本工業規格A五五〇八(くぎ)―一九九二のうち太め鉄丸くぎに適合するもの又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。以下同じ。)を八本打ち付けたもの
- ロ 厚さ一・五センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材 柱及び横架材を欠き込み、柱及び横架材に対してそれぞれ長さ六・五センチメートルの鉄丸くぎ(日本工業規格A五五〇八(くぎ)―一九九二のうち鉄丸くぎに適合するもの又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。以下同じ。)を五本平打ちしたもの
- ハ 厚さ三センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材 厚さ一・六ミリメートルの鋼板添え板を、筋かいに対して径十二ミリメートルのボルト(日本工業規格B―一八〇(六角ボルト)―一九九四のうち強度区分四・六に適合するもの又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。以下同じ。)締め及び長さ六・五センチメートルの太め鉄丸くぎを三本平打ち、柱に対して長さ六・五センチメートルの太め鉄丸くぎを三本平打ち、横架材に対して長さ六・五センチメートルの太め鉄丸くぎを四本平打ちとしたもの
- ニ 厚さ四・五センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材 厚さ二・三ミリメートル以上の鋼板添え板を、筋かいに対して径十二ミリメートルのボルト締め及び長さ五十ミリメートル、径四・五ミリメートルのスクリークぎ七本の平打ち、柱及び横架材に対してそれぞれ長さ五十ミリメートル、径四・五ミリメートルのスクリークぎ五本の平打ちとしたもの
- ホ 厚さ九センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材 柱又は横架材に径十二ミリメートルのボルトを用いた一面せん断接合としたもの
- 二 壁を設け又は筋かいを入れた軸組の柱の柱脚及び柱頭の仕口にあつては、軸組の種類と柱の配置に応じて、平家部分又は最上階の柱にあつては次の表一に、その他の柱にあつては次の表二に、それぞれ掲げる表三(い)から(ぬ)までに定めるところによらなければならない。ただし、当該仕口の周囲の軸組の種類及び配置を考慮して、柱頭又は柱脚に必要とされる引張力が、当該部分の引張耐力を超えないことが確かめられた場合においては、この限りでない。

表一

軸組の種類		出隅の柱	その他の軸組端部の柱
木ずりその他これに類するものを柱及び間柱の片面又は両面に打ち付けた壁を設けた軸組		表三(い)	表三(い)
厚さ一・五センチメートル以上幅九センチメートル以上の木材の筋かい又は径九ミリメートル以上の鉄筋の筋かいを入れた軸組		表三(ろ)	表三(い)
厚さ三センチメートル以上幅九センチメートル以上の木材の筋かいを入れた軸組	筋かいの下部が取り付く柱	表三(ろ)	表三(い)
	その他の柱	表三	表三(ろ)

		(に)	
厚さ一・五センチメートル以上幅九センチメートル以上の木材の筋かいをたすき掛けに入れた軸組又は径九ミリメートル以上の鉄筋の筋かいをたすき掛けに入れた軸組		表三(に)	表三(ろ)
厚さ四・五センチメートル以上幅九センチメートル以上の木材の筋かいを入れた軸組	筋かいの下部が取り付け柱	表三(は)	表三(ろ)
	その他の柱	表三(ほ)	
構造用合板等を昭和五十六年建設省告示第千百号別表第一(一)項又は(二)項に定める方法で打ち付けた壁を設けた軸組		表三(ほ)	表三(ろ)
厚さ三センチメートル以上幅九センチメートル以上の木材の筋かいをたすき掛けに入れた軸組		表三(と)	表三(は)
厚さ四・五センチメートル以上幅九センチメートル以上の木材の筋かいをたすき掛けに入れた軸組		表三(と)	表三(に)

表二

軸組の種類	上階及び当該階の柱が共に出隅の柱の場合	上階の柱が出隅の柱であり、当該階の柱が出隅の柱でない場合	上階及び当該階の柱が共に出隅の柱でない場合
木ずりその他これに類するものを柱及び間柱の片面又は両面に打ち付けた壁を設けた軸組	表三(い)	表三(い)	表三(い)
厚さ一・五センチメートル以上幅七センチメートル以上の木材の筋かい又は径九ミリメートル以上の鉄筋の筋かいを入れた軸組	表三(ろ)	表三(い)	表三(い)
厚さ三センチメートル以上幅九センチメートル以上の木材の筋かいを入れた軸組	表三(に)	表三(ろ)	表三(い)
厚さ一・五センチメートル以上幅九センチメートル以上の木材の筋かいをたすき掛けに入れた軸組又は径九ミリメートル以上の鉄筋の筋かいをたすき掛けに入れた軸組	表三(と)	表三(は)	表三(ろ)
厚さ四・五センチメートル以上幅九センチメートル以上の木材の筋かいを入れた軸組	表三(と)	表三(は)	表三(ろ)
構造用合板等を昭和五十六年建設省告示第千百号別表第一(一)項又は(二)項に定める方法で打ち付けた壁を設けた軸組	表三(ち)	表三(へ)	表三(は)
厚さ三センチメートル以上幅九センチメートル以上の木材の筋かいをたすき掛けに入れた軸組	表三(り)	表三(と)	表三(に)
厚さ四・五センチメートル以上幅九センチメートル以上の木材の筋かいをたすき掛けに入れた軸組	表三(ぬ)	表三(ち)	表三(と)

表三

(い)	短ほぞ差し、かすがい打ち又はこれらと同等以上の接合方法としたもの
(ろ)	長ほぞ差し込み栓打ち若しくは厚さ二・三ミリメートルのL字型の鋼板添え板を、柱及び横架材に対してそれぞれ長さ六・五センチメートルの太め鉄丸くぎを五本平打としたもの又はこれらと同等以上の接合方法としたもの
(は)	厚さ二・三ミリメートルのT字型の鋼板添え板を用い、柱及び横架材にそれぞれ長さ六・五センチメートルの太め鉄丸くぎを五本平打ちしたもの若しくは厚さ二・三ミリメートルのV字型の鋼板添え板を用い、柱及び横架材にそれぞれ長さ九センチメートルの太め鉄丸くぎを四本平打ちとしたもの又はこれらと同等以上の接合方法としたもの
(に)	厚さ三・二ミリメートルの鋼板添え板に径十二ミリメートルのボルトを溶接した金物を用い、柱に対して径十二ミリメートルのボルト締め、横架材に対して厚さ四・五ミリメートル、四十ミリメートル角の角座金を介してナット締めをしたもの若しくは厚さ三・二ミリメートルの鋼板添え板を用い、上下階の連続する柱に

	対してそれぞれ径十二ミリメートルのボルト締めとしたもの又はこれらと同等以上の接合方法としたもの
(ほ)	厚さ三・二ミリメートルの鋼板添え板に径十二ミリメートルのボルトを溶接した金物を用い、柱に対して径十二ミリメートルのボルト締め及び長さ五十ミリメートル、径四・五ミリメートルのスクリーナ釘打ち、横架材に対して厚さ四・五ミリメートル、四十ミリメートル角の角座金を介してナット締めしたもの又は厚さ三・二ミリメートルの鋼板添え板を用い、上下階の連続する柱に対してそれぞれ径十二ミリメートルのボルト締め及び長さ五十ミリメートル、径四・五ミリメートルのスクリーナ釘打ちとしたもの又はこれらと同等以上の接合方法としたもの
(へ)	厚さ三・二ミリメートルの鋼板添え板を用い、柱に対して径十二ミリメートルのボルト二本、横架材、布基礎若しくは上下階の連続する柱に対して当該鋼板添え止め付けた径十六ミリメートルのボルトを介して緊結したもの又はこれと同等以上の接合方法としたもの
(と)	厚さ三・二ミリメートルの鋼板添え板を用い、柱に対して径十二ミリメートルのボルト三本、横架材(土台を除く。)、布基礎若しくは上下階の連続する柱に対して当該鋼板添え板に止め付けた径十六ミリメートルのボルトを介して緊結したもの又はこれと同等以上の接合方法としたもの
(ち)	厚さ三・二ミリメートルの鋼板添え板を用い、柱に対して径十二ミリメートルのボルト四本、横架材(土台を除く。)、布基礎若しくは上下階の連続する柱に対して当該鋼板添え板に止め付けた径十六ミリメートルのボルトを介して緊結したもの又はこれと同等以上の接合方法としたもの
(り)	厚さ三・二ミリメートルの鋼板添え板を用い、柱に対して径十二ミリメートルのボルト五本、横架材(土台を除く。)、布基礎若しくは上下階の連続する柱に対して当該鋼板添え板に止め付けた径十六ミリメートルのボルトを介して緊結したもの又はこれと同等以上の接合方法としたもの
(ぬ)	(と)に掲げる仕口を二組用いたもの

三 前二号に掲げるもののほか、その他の構造耐力上主要な部分の継手又は仕口にあつては、ボルト締、かすがい打、込み栓打その他の構造方法によりその部分の存在応力を伝えるように緊結したものでなくてはならない。

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。